

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年 9月 7日	第168号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第87号)	4
<hr/>		
告	示	
○ 有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第518号)	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第519号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第520号)	10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第521号)	12
○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第522号)	14
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第523号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 (健福・保護課)	(第524号)	16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止 (健福・保護課)	(第525号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の辞退 (健福・保護課)	(第526号)	18
○ 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課)	(第527号)	19
○ 筒井土地区画整理審議会委員選挙の無投票 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第528号)	20
○ 筒井土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第529号)	21
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課)	(第530号)	22
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課)	(第531号)	25
○ 地方自治法により専決処分した予算の要領 (財政・財政課)	(第532号)	27
○ 国民健康保険被保険者証の更新について (健福・保険年金課)	(第533号)	30

○ 有料公園施設の供用時間の変更について（緑土・緑地管理課）	（第534号）	31
○ 名古屋市議会定例会の招集について	（総務・総務課）	32
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の退任の届出		
	（住都・市街地整備課）	33

監 査 公 表

○ 令和 4年監査公表	（第5号）	34
-------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	（経済・地域商業課）	57
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	（経済・地域商業課）	64

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 4年 9月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第87号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 公営住宅の表氷室荘の項中

「

13階建	昭和45年度	234
	昭和46年度	126
	昭和47年度	260

を

13階建	昭和45年度	234
	昭和46年度	126

に改

」

める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表氷室荘の項中

「
105 号から 219 号ま
で、284 号から 393 号
まで、398 号から 443
号まで及び 501 号から
601 号まで
」
を
「
105 号から 219 号ま
で、384 号から 393 号
まで、398 号、401 号
から 435 号まで及び
501 号から 601 号まで
」
に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 518号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 白鳥庭園

令和 4年 9月 9日から同月11日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

2 駐車場（白鳥公園）

令和 4年 9月 9日から同月11日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 519号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
よつや整形外科リハビリクリニック	名古屋市千種区川崎町 2丁目25番地の 2	令和 4年 7月 1日
正翔会クリニック 守山	名古屋市守山区元郷二丁目1315番地の 1	令和 4年 7月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
久屋K J D e n t a l C l i n	名古屋市東区泉一丁目23番37号	令和 4年 7月 1日

i c		
-----	--	--

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
リーファ薬局黒川店	名古屋市北区清水五丁目13番 8号	令和 4年 7月 1日
ファミリー調剤薬局金山店	名古屋市中区金山一丁目 9番22号	令和 4年 7月 1日
白鳥調剤薬局	名古屋市熱田区大宝一丁目 2番 3号	令和 4年 7月 1日
ココロ薬局熱田店	名古屋市熱田区三本松町23番	令和 4年 7月 1日
なるこ薬局	名古屋市緑区鳴子町 4丁目19番地の 1	令和 4年 7月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションhabataki	名古屋市東区東大曾根町29番11号	令和 4年 8月 1日
Footage訪問看護ステーション名城公園	名古屋市北区金城三丁目12番 9号	令和 4年 8月 1日
ナースステーションULU	名古屋市北区北久手町47番地の 1	令和 4年 7月 1日
サンライトガーデン枇杷島ナース	名古屋市西区枇杷島四丁目26番21号	令和 4年 8月 1日

フレンズ訪問看護 ステーション	名古屋市中川区花塚町 2丁目44番地	令和 4年 7月 1日
マスト訪問看護ス テーション	名古屋市中川区高畑五丁目 204番地	令和 4年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 520号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	はたの医院	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番36号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番27号
変 更 年 月 日	令和 4年 7月 1日	

医 療 機 関 名	旧	高針クリニック
	新	循環器内科と心臓リハビリの高針クリニック
所 在 地	旧	名古屋市名東区高針一丁目1714番地
	新	名古屋市名東区高針一丁目1525番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日	

医 療 機 関 名	名古屋市医師会天白区休日急病診療所
-----------	-------------------

所在地	旧	名古屋市天白区池場二丁目2403番地
	新	名古屋市天白区焼山二丁目 502番地
変更年月日	令和 4年 7月 3日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 521号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
リーファ薬局黒川店	名古屋市北区清水五丁目13番 8号	令和 4年 7月 1日
きくい調剤薬局	名古屋市西区那古野二丁目11番17号	令和 4年 8月 1日
ファミリー調剤薬局金山店	名古屋市中区金山一丁目 9番22号	令和 4年 7月 1日
スギ薬局ビーノ栄店	名古屋市中区錦三丁目24番17号	令和 4年 6月30日
白鳥調剤薬局	名古屋市熱田区大宝一丁目 2番 3号	令和 4年 7月 1日

スギ薬局小幡店	名古屋市守山区小幡中一丁目 1番21号	令和 4年 7月 1日
---------	---------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 522号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋歯科口腔外科・矯正歯科	名古屋市瑞穂区荒崎町 1番 2号	令和 4年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 523号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
岡嶋医院	名古屋市千種区清明山二丁目 8番37号	令和 4年 7月 4日
和田耳鼻咽喉科クリニック	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 8	令和 4年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 524号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 者 名	大石 英壺	
施 術 所 名	オオイシ接骨院	
所 在 地	旧	名古屋市中川区打中一丁目 4番地
	新	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪4654番地の 1
変 更 年 月 日	令和 4年 6月23日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 525号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
横井接骨院	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目10番地	令和 4年 7月 1日
横井 利充		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 526号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸接骨院 T A i S E i K A N α	名古屋市中村区名駅南一丁目 3番17 号	令和 4年 6月30日
笠波 千景		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 527号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 8月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 4年 8月 1日
高橋 恵利香		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 4年 8月 1日
高橋 恵利香		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 528 号

筒井土地区画整理審議会委員選挙の無投票

令和 4 年 9 月 11 日に執行する名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙につきましては、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 26 条の規定により、投票を行いません。

令和 4 年 8 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 529 号

筒井土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者
について

令和 4 年 9 月 11 日に執行する名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 24 条第 2 項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

令和 4 年 8 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
堀 敬壽	名古屋市東区筒井二丁目 2 番 4 号
須田 太郎	名古屋市東区筒井三丁目 1 番 3 号
佐久間 清吉	名古屋市東区筒井二丁目 3 番 6 号
橋本 登志代	名古屋市東区筒井二丁目 12 番 46 号
坂本 稀代視	名古屋市東区筒井二丁目 4 番 35 号
名古屋貸物設備(株)	名古屋市東区筒井三丁目 22 番 32 号
大橋 規久子	刈谷市板倉町 1 丁目 15 番地 12
宮永 昌和	名古屋市東区筒井二丁目 12 番 39 号

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第79条第 1項及び第115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 8月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社FOOTAGE	Footage訪問看護ステーション名城公園	名古屋市北区金城三丁目12番9号	令和 4年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
エルシェア株式会社	ライフアップケアサポート	名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目27番地	令和 4年 8月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
有限会社あしたば癒しの杜	あしたば訪問看護ステーション	名古屋市守山区大字中志段味字唐池 462番地の66	令和 4年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社クレメンティア	訪問介護事業所 だんらん	名古屋市千種区赤坂町 5丁目53番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社モクノ	訪問介護ニューサンライフ茶屋が坂	名古屋市千種区御影町 1丁目43番地の 4	令和 4年 8月 1日	訪問介護
合同会社虹の丘	にじの丘サービス	名古屋市千種区千種一丁目18番1号	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社泰賀	訪問看護ステーション h a b a t a k i	名古屋市東区東大曾根町29番11号	令和 4年 8月 1日	訪問看護
サンライトガーデン株式会社	サンライトガーデン枇杷島ケア	名古屋市西区枇杷島四丁目26番21号	令和 4年 8月 1日	訪問介護
サンライトガーデン株式会社	サンライトガーデン枇杷島ナース	名古屋市西区枇杷島四丁目26番21号	令和 4年 8月 1日	訪問看護
有限会社向日葵	かなさ訪問介護センター	名古屋市昭和区滝子通 3丁目29番地の43	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社あいSMILE	ケアサポートIRODORI	名古屋市瑞穂区弥富通 1丁目 6番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社スタッフシュウエイ	アクア港訪問介護	名古屋市港区港陽三丁目 6番 3号	令和 4年 8月 1日	訪問介護

株式会社スタッフシュウエイ	アクア港訪問看護	名古屋市港区港陽三丁目 6番 3号	令和 4年 8月 1日	訪問看護
合同会社アールエス	訪問介護ステーション c h i w a w a	名古屋市南区笠寺町字下新町22番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護
w i t h株式会社	ういず訪問介護ステーション	名古屋市守山区桔梗平一丁目2013番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社エム	エム訪問介護ステーション	名古屋市緑区古鳴海一丁目 133番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社オルビス	ヘルパーステーション 結	名古屋市天白区保呂町2305番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護
株式会社シェアパルタージユ	訪問介護なかひら	名古屋市天白区向が丘四丁目715番地	令和 4年 8月 1日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エフオート	あこサポート居宅介護支援センター	名古屋市千種区千代が丘 5番	令和 4年 8月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 531号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 8月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ライフケアし らつき株式会 社	ライフケアし らつき	名古屋市西区比 良四丁目92番地 の 1	令和 4年 6月 8日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ヘル スケアイノベ ーション	いりなか訪問 入浴介護事業 所	名古屋市昭和区 滝川町32番地の 1	令和 4年 6月30日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社A n	N I C O	名古屋市北区福	令和 4年	訪問介護

k h		徳町 7丁目81番地	6月22日	
株式会社KEI	ヘルパーステーション KEI愛	名古屋市西区南川町32番地の1	令和 4年 6月22日	訪問介護
株式会社日本福祉	日本福祉ヘルパーステーション野並	名古屋市緑区古鳴海一丁目 133番地	令和 4年 6月30日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ライフケアしらつき株式会社	リハしらつき	名古屋市西区比良四丁目92番地の1	令和 4年 6月 1日	地域密着型通所介護
元気プロデュース合同会社	リハビリデイサービス元気村猪子石	名古屋市名東区猪子石一丁目2501番地	令和 4年 6月22日	地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 532 号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 8 月 17 日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和 4 年 8 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和 4 年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和4年度名古屋市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度名古屋市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,402,103,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 繰越金		1	47,975	47,976
	1 繰越金	1	47,975	47,976
歳入	合計	1,402,055,428	47,975	1,402,103,403

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		33,726,949	31,666	33,758,615
	3 選挙費	983,776	31,666	1,015,442
13 職員費		274,838,053	16,309	274,854,362
	2 総務職員費	18,246,845	16,309	18,263,154
歳出	合計	1,402,055,428	47,975	1,402,103,403

名古屋市告示第 533号

国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項及び
名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）第25条の
規定により、令和 4年10月31日までに被保険者証を更新します。

令和 4年 9月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 534号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 4年 9月 9日及び同月10日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 535 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 4 年 9 月 9 日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 4 年 9 月 2 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 536号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

令和 4年 9月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
中 西 重千賀	名古屋市港区東茶屋一丁目 347番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

令和 4年監査公表第 5号

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、名古屋市職員措置請求書の提出があり、同条第 5項の規定により監査を行いましたので、その結果を公表します。

令和 4年 9月 2日

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、あいちトリエンナーレ2019の負担金の訴訟費用に係る名古屋市職員措置請求書(別添のとおり。以下「請求書」という。)が提出された。

第1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

令和 4年 7月 7日

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨(請求人の求める措置)

「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、実行委員会への負担金の本市負担分のうち未払いとなっている分について、支払いを本市に求めて提訴した事件への応訴に要した費用及び名古屋地方裁判所判決への控訴に要した費用の支出が違法な公金支出であるため、市長に対し、賠償等の措置を求める。

ア 具体的な措置の内容

- (ア) 名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げ
- (イ) 名古屋高等裁判所へすでに支払った控訴費用(印紙額・郵券)の賠償
- (ウ) 控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除
- (エ) 上記代理人弁護士に対してすでに支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償
- (オ) 応訴に際し代理人弁護士に支払った費用の賠償

(2) 請求の理由

名古屋市があいちトリエンナーレ2019の負担金を支払うことは、名古屋市の議会の議決を経た予算にて決定されていたことであり、支出権限者である市長は負担金を支払う予算を誠実に執行する法令上の義務を負っている。負担金を支払わないとの決定は、市長が独断で行ったものである。

名古屋地方裁判所判決においては、名古屋市としてあらかじめ実行委員会に対して負担を約束した負担金の支払いを拒否することを正当化できるほどの事情変更は認められない、との結論を示しているが、その点からの検討を欠いた控訴の意思表示であると言わざるを得ない。

市長の独断によって負担金を不払いとしたことは憲法を侵害する行為であり、この憲法違反の不払いの結果としての応訴費用及び控訴費用を公金から支出することは違法な支出である。

第2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第 242条第 7項の規定に基づき、令和 4年 8月19日に、請求書における請求の要旨を補足するために、請求人の陳述を実施した。

2 監査対象事項

本件監査においては、請求人の主張する、実行委員会への負担金の本市負担分のうち未払いとなっている分について、支払いを本市に求めて提訴した事件への応訴に要した費用及び名古屋地方裁判所判決への控訴に要した費用の支出が違法又は不当な公金支出であるか、市長はこれらの費用を賠償する必要があるか等を監査対象事項とした。

3 監査対象局

総務局及び観光文化交流局を監査対象局とし、文書照会による調査を行った。回答は概ね次のとおりである。

(1) 代理人弁護士との訴訟委任契約について

応訴に係る訴訟委任契約に関する委任状（令和 2年 5月25日付）及び控訴に係る訴訟委任契約に関する委任状（令和 4年 5月30日付）を提出する。

(2) 市長の予算を誠実に執行する義務について

あいちトリエンナーレ2019では、その展示の一つである「表現の不自由展・その後」が社会的な問題となったにもかかわらず、開幕後、実行委員会運営会議の開催がなされなかった状況等を踏まえ、本市として、負担金のあり方について検討するため、「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」を開催した。当委員会でのご意見を尊重しつつ、あいちトリエンナーレ2019が公共事業であり、不自由展における展示内容が政治的中立性を欠くものであること、また市に対する報告義務違反や運営会議の不開催が負担金の交付条件に定める事情の変更にあたるとして、支払いを保留していた 3,380万円余は支払わないことを市として決定した。

(3) 控訴にあたっての検討について

本市の認識としては、前記 (2)で述べたとおりである。しかし、第一審の判決では、本市がこれまで主張してきた負担金の交付条件に定める事情の変更にあたるとした内容が基本的に認められておらず、当判決を不服とし、5

月30日に控訴を提起した。

本市としては、これまでの主張に加え、あいちトリエンナーレ2019の公共事業性として、あいちトリエンナーレ2019は、県・市それぞれの行政計画において公共事業としての位置づけが明記されており、公共事業にほかならないこと、本件不支給決定に係る適法性判断として、負担金の支出は予算の執行権者である地方自治体の長の裁量に委ねられていることについて主張するなど、控訴審においても引き続き必要な主張を行っていく。

(4) 応訴費用及び控訴費用の違法性について

応訴、控訴ともに、本市組織として市長の意向を踏まえ、弁護士にも相談の上、意思決定をしたものである。また、控訴の提起については、名古屋市会においても令和4年6月定例会にて、承認議案として7月4日に承認されたところである。

したがって、応訴及び控訴については、組織として決定したものであり、適切な支出であったと認識している。

また、応訴及び控訴における弁護士訴訟手数料並びに控訴における郵券代等に係る支出関係書類を提出する。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げについて

請求人は、市がすでに行った名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げを主張している。しかし、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られるものであり、控訴の取下げは財務会計上の行為に該当しないため、請求の対象として認めることはできない。

(2) 名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の賠償について

前記(1)で述べたとおり、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られていることから、本件応訴及び控訴が違法又は不当であるかどうかの判断は監査委員のすべきところではない。仮に請求人の主張が、負担金の不払いが違法であり、その結果としての応訴費用及び控訴費用の支出が違法であるという主張であったとしても、平成4年12月15日最高裁判所判決において、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、支出行為が違法となるのは、原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると判断している。なお、名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の支出行為自体に違法又は不当な点は認められなかった。

したがって、名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の賠

償を求める請求人の主張には理由がない。

(3) 控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除について

前記 (2) の考え方と同様であり、控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の締結行為自体に違法又は不当な点は認められなかった。

したがって、控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除を求める請求人の主張には理由がない。

(4) 控訴審の代理人弁護士に対して支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償について

前記 (2) の考え方と同様であり、控訴審の代理人弁護士に対してすでに支払った費用の支出行為自体に違法又は不当な点は認められなかった。

したがって、控訴審の代理人弁護士に対してすでに支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償を求める請求人の主張には理由がない。

(5) 応訴に際し代理人弁護士に支払った費用の賠償について

請求人は、応訴に際し代理人弁護士に支払った費用について訴訟委任契約の最後の履行日から 1 年を経過していないため、市へ損害を賠償するよう主張している。しかし、監査対象局から提出された書類によると、代理人弁護士に支払った費用（弁護士訴訟手数料）は令和 2 年 6 月 19 日に支出されている。

費用の支出から既に 1 年を経過して請求がなされ、かつ、監査請求期間を経過したことに正当な理由があると認められないため、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により請求の対象として認めることはできない。

2 結論

以上述べたとおり、請求人の主張する、実行委員会への負担金の本市負担分のうち未払いとなっている分について、実行委員会が支払いを本市に求めて提訴した事件への名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げ及び応訴に際し代理人弁護士に支払った費用の賠償については、住民監査請求の対象として認めることはできず、これらを却下し、名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の賠償、控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除並びに控訴審の代理人弁護士に対して支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償については、措置する必要は認められない。

(別添)

名古屋市職員措置請求書

2022年7月7日

名古屋市監査委員 御中

請求人 (住所、氏名等は省略)

第1 市長等執行機関や職員に関する措置請求の要旨

1 請求の内容

(1) 請求1 (違法若しくは不当な公金の支出)

市長において、2022年5月30日、「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会に対する名古屋市負担金の未払い分の支払を命じた名古屋地方裁判所判決(名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2098号事件)に対し、市に控訴手続を行わせ、支出権限者である市長として印紙額及び郵券を市に支出させた。

(2) 請求2 (違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行)

市長において、2022年5月25日以後、現時点までの間に「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会に対する名古屋市負担金の未払い分の支払を命じた名古屋地方裁判所判決(令和2年(ワ)第2098号事件)への控訴を決定し、控訴に際し、控訴審を遂行するため、市に対して代理人弁護士との間で控訴審に関する訴訟委任契約を締結させた。

(3) 請求3 (違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行)

市長において、2020年5月20日、「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会への負担金残額を支払わない旨を通知し、2020年5月21日に「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会が上記名古屋市負担金の未払い分の支払を求めて提訴した事件(名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2098号事件)の応訴対応のために、2020年5月21日以降同8月5日までの間に市に対して代理人弁護士との間で訴訟委任契約を締結させた。

なお、請求3にかかる契約の締結若しくは履行については、第一審である名古屋地方裁判所における訴訟委任契約終了が早くとも第一審の審理終結時の令和4年2月25日であることから、契約の最後の履行日(地方自治法242条2項「当該行為の終わった日」)から1年を経過していない。

2 上記行為が違法又は不当であること

(1) 本申立における請求1ないし3はいずれも、2019年8月1日から同年10月14日までの間、愛知県立美術館等を会場に開催された「あいちトリエンナーレ2019」(以下、「本件芸術祭」という)に関し、本件芸術祭代表代行の役職にあった河村たかし名古屋市長が行った「表現の不自由展・その後」の展示中止要請、及び「表現の不自由展・その後」の展示内容を理由とする名古屋市の負担金不払いに関し、本件芸術祭実行委員会が行った提訴に関する行

為である。

- (2) 本件芸術祭における市の負担金不払い及び本件芸術祭運営委員会から市に対して提起された訴訟に関する河村たかし名古屋市長の関与を時系列で整理すると次のとおりである。

経過の整理に際しては、愛知県ウェブサイト掲載の「名古屋市負担金（あいちトリエンナーレ）に関する事実と経緯」（資料5の2）及び名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件判決（資料1）を参考にした。

2019年3月17日	本件芸術祭実行委員会運営会議（名古屋市も参加）において、事業計画及び予算が全会一致で議決される
2019年4月16日	名古屋市、本件芸術祭実行委員会へ負担金1億7100万円余の交付を決定
2019年4月26日	名古屋市、負担金1回目を支払う （6524万6000円）
2019年7月19日	名古屋市、負担金2回目を支払う （7197万6000円）
2019年8月1日	本件芸術祭 開幕
2019年8月2日	河村名古屋市長、予告なく「表現の不自由展・その後」の会場を来訪。本件芸術祭実行委員会へ事前協議なく報道陣の前で展示中止主張（資料2）。 その後、愛知県庁などへの「電凸攻撃」が殺到・激化。 同日、実行委員会会長宛、河村名古屋市長（本件芸術祭実行委員会代表代行）より、「表現の不自由展・その後」への抗議及び展示中止文書（「あいちトリエンナーレ2019『表現の不自由展・その後』について」、資料4の6）発出
2019年8月4日	「表現の不自由展・その後」、展示中止
2019年10月8日	展示全面再開。 河村名古屋市長、支持者らとともに愛知県芸術文化センター敷地に無許可座り込み、展示全面再開に抗議（資料3）
2019年10月14日	本件芸術祭閉幕。来場者は過去最高の67.6万人。
2020年3月27日	名古屋市、「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書」（資料

4の2) 発表。

本件芸術祭の不当な運営に対して、3回目の負担金の不交付という形で抗議の意を表明することは、必ずしも不適當ではないが、本件芸術祭は概ね好評なのですでに交付した1億4000万円弱の返還を求めることは適切ではないとの内容。

同報告書には、参考資料として、委員の個別意見集が別添(資料4の3)されている。委員のうち、名古屋高裁元長官である中込秀樹委員(職歴・経歴に照らし、同検討委員会を構成する5名の委員中で唯一、実務家法曹の経験を有する者と評価される委員)は、名古屋市側が不払いを正当化する根拠として主張している事情変更につき、「負担金交付決定の撤回又は一部取り消しを正当化できる理由にまで高まっている」とは言えないのではないかと、との意見を述べている。

2020年3月27日

河村・名古屋市長より本件芸術祭実行委員会宛、名古屋市負担金3回目を支払わない旨の通知を发出。

2020年5月21日

本件芸術祭実行委員会より名古屋市に対し、名古屋市負担金3回目の支払いを求める提訴(名古屋地裁令和2年(ワ)第2098号事件)。

2022年5月25日

上記事件について、本件芸術祭実行委員会の請求を全額認容する判決(資料1)言渡し。

2022年5月30日

名古屋市、控訴。

(3) 河村たかし名古屋市長は本件芸術祭における「表現の不自由展・その後」の展示の中止を求めていたこと

上記の事実経過のうち、とくに本申立との関係で注目されるべきは、河村たかし名古屋市長が少なくとも3回にわたり、「表現の不自由展・その後」の中止を求めていることである。

1回目は、2019年8月2日、報道陣の前で展示中止を求めたことである。同日配信の朝日新聞デジタル(資料2)では、「報道陣の取材に応じ、少女像の展示について「どう考えても日本人の心を踏みにじるものだ。即刻中止していただきたい」と話した」と報じられている。続いて、「河村氏は大阪市の松

井一郎市長から少女像の展示について「どうなっているんだ」と電話があったことを明かした」とも報じられている。他市の首長であり、河村氏と政治的立場が近いとされる日本維新の会代表である大阪市長から、“少女像の展示”が問題視された経過を、河村たかし名古屋市長自ら、詳らかにしている。2019年8月2日の展示視察直後、河村たかし名古屋市長は、名古屋市民の声を聞いて発言したのではなく、自身の政治信条に基づいて中止要請を行ったのである。

2回目は、2019年8月2日に本件芸術祭実行委員会会長宛、「名古屋市長河村たかし」として、「本事業は、本市の負担金2億円余を含む10億円を超える多額の税金が使われている展示会である。その一企画である『表現の不自由展・その後』は、表現の不自由という領域ではなく、日本国民の心を踏みこむ行為であり許されない。行政の立場を超えた展示が行われていることに嚴重に抗議するとともに、即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する展示の中止を含めた適切な対応を求める。」との文書を発出したことである（資料4の6）。これは明確に公職者である「名古屋市長」としての言動である。また、この文書中、河村たかし名古屋市長は「表現の不自由展・その後」の中で問題であると考えられる展示について“天皇陛下”を加えているが、1回目の展示会場現地での発言に明らかなように、同市長が自身の政治信条に基づいて本質的に問題視していたのは“慰安婦問題”であり、それを糊塗すべく“天皇陛下”を持ち出し、“天皇陛下”に関する観点を付加した文書を作成・発出した。

3回目は、「表現の不自由展・その後」の展示がいったん中止された後、全面再開された2019年10月8日である。同日午前、河村たかし名古屋市長は「表現の不自由展・その後」の展示を見に行き、その場で報道陣へ「再開をやめてもらわないかん」と述べた上、同日午後1時56分に同展示会場である愛知県芸術文化センター敷地に立ち入り、自らが率いる減税日本の地方議員及び愛知維新の会幹部らとともに、再開に対する抗議行動を行った（2019年10月8日配信朝日新聞デジタル、資料3）。その際、表に出して訴えていたのは“天皇陛下”に対する不敬であるという趣旨の内容であった（ただし、「表現の不自由展・その後」では「御真影」を燃やす展示はないので事実誤認に基づく抗議）。また、この抗議行動が、河村たかし名古屋市長の個人的な政治信条に基づいて行われていることは、自身が率いる減税日本の地方議員や、前述した松井・大阪市長が代表を務める日本維新の会の愛知における活動基盤である愛知維新の会の幹部らとともに行動していることから明らかである。

ここで重要な点は、3点ある。

1点目は、河村たかし名古屋市長は、展示内容を見た上で展示内容を問題視して展示の「中止」を公人たる名古屋市長名で文書を発出して求めていることである。展示が一般公衆に向けて開放された後のことであるから、2019年8月2日付文書による中止要請は、事前検閲（憲法21条2項前段）には当たらないものの、事後的であれ、表現内容を問題として中止を求めている。

2019年8月2日以後、河村たかし名古屋市長が行った展示中止要請は、正面から憲法21条1項が保証する表現の自由の侵害にあたる行動である。

2点目は、上記の2019年8月2日、「表現の不自由展・その後」を河村たかし名古屋市長が見た後、名古屋市としての組織的な検討を経ることなく、展示が行われている現地で直ちに、展示中止を求めたことである。河村たかし名古屋市長の独断での展示中止要請であることが明らかである。

3点目は、河村たかし名古屋市長による「中止」要請は、公職者としての市長名でなされているにもかかわらず、市長個人の政治信条によるものであることである。2019年8月2日、報道陣前での展示中止要請は、河村たかし市長が率いる地域政党・減税日本が連携する日本維新の会・代表の松井・大阪市長に指示されてのことである。2019年10月8日の展示再開に対する抗議行動は、自身の支持基盤である減税日本及び愛知維新の会の構成員を中心に行われている。これらは、河村たかし名古屋市長個人の政治活動であるが、前述したように2019年8月2日「名古屋市長」名での抗議文発出と不可分一体のものとして行われている（河村たかし個人としては抗議を行うが、名古屋市長としての対応はこれとは別、という対応を河村たかし名古屋市長は講じていない）。この状況は、「全体の奉仕者」（憲法15条2項）としての立場からはほど遠く、市長職という公職を悪用し、個人的な政治信条を市長による言動として行ったとの評価を免れ得ない。

(4) 負担金3回目の不払いは河村たかし名古屋市長の独断であること

ア 河村たかし名古屋市長が負っていた予算の誠実執行義務

名古屋市が本件芸術祭の負担金を支払うことは、名古屋市の議会の議決を経た予算にて決定されていたことである。

名古屋市が負担金を支払うことを決定した2019年4月16日より以前、2019年3月17日、名古屋市も出席した本件芸術祭実行委員会運営会議において、本件芸術祭の事業計画及び予算が全会一致にて議決されていた。また、2019年3月27日には、本件芸術祭芸術監督による企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表し、翌日以降、新聞においても広く報道された。

このように、支出権限者である名古屋市長としては、負担金を支払う予算を誠実に執行する法令上の義務を負っていた（地方自治法138条の2第1項）。

イ 負担金3回目の支払い拒否が河村たかし名古屋市長の独断によるものであること

しかるに、河村たかし名古屋市長は、2020年3月27日、後述するあいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書を受けた形をとり、同日付にて、本件芸術祭実行委員会へ、名古屋市の負担金3回目を支払わない旨、通知した。河村たかし名古屋市長は、上記検証委員会報告書が出された当日、直ちに市長の独断にて上記通知を断行したものである。

令和元年度決算においては、負担金3回目に宛てる予定であった予算を不用額（名古屋市予算規則参照）として処理した（現在、名古屋市が負担金3回目の支払を確定判決によって命じられた場合、支払に宛てるための予算は確保されていない）。

河村たかし名古屋市長は、展示中止の要請を独断で行っていたが、負担金を支払わないとの決定についても、予算を誠実に執行すべき法令上の義務を負う河村たかし市長が独断で、予算の誠実な執行と異なる執行の決定を行ったものである。

令和元年度予算に含まれていた3回目の負担金を不用額と計上させたことは、地方自治法上、市長に課せられた予算の誠実執行義務に違背したものであり、河村たかし名古屋市長の独断によるものと評価されねばならない。

ウ あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会による検討は河村たかし名古屋市長の独断であることを覆すものではないこと

名古屋市は、河村たかし名古屋市長の独断によって負担金不払いとなった、という形になることを避けるため、あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会を急遽構成し（資料4の1）、2020年3月27日付にて、負担金3回目の不払いを正当なものとする同検証委員会の報告書（資料4の2）を発表した。

しかしながらまず第一に、有識者による検証委員会の報告書は、地方自治法上の位置付けのない民間の委員会による見解である。地方自治法上、首長に課されている予算の誠実執行義務とその重みはまったく異なる。

第二に、同検証委員会報告書の結論は上述したとおりであるが、同検証委員会報告書の参考資料とされた、委員の個別意見（資料4の3）においては、これとは異なる意見が明らかにされていることである。すなわち、同検証委員会を構成する5名の委員のうち、職歴・経歴に照らして唯一、実務家法曹としての経験を有すると評価される中込秀樹委員（元・名古屋高裁長官）が明らかにした、名古屋市による負担金3回目不払いを正当化するに足りるだけの事情変更は認められないとの意見である。中込意見は、実務家法曹の見解としては至極常識的な内容であり、かつ仮に本件芸術祭実行委員会から名古屋市が訴訟を提起された場合の訴訟の見通しを立てるにあたって十分斟酌されるべきであった。ところが、この中込意見は、上記検証委員会報告には取り上げられることはなかった。

この一事からも、同検証委員会が河村たかし名古屋市長の見解を一から検討するためのものではなく、同市長の見解に従う前提で、同市長の見解に“権威付け”を行うためのものであったことがうかがわれる（この点において、同検証委員会の開催費用についても、本来であれば請求1～3と同様、住民監査請求の対象とすべきである。しかしながら、検証委員会はその事務を終えてから現時点までにすでに1年以上が経過していることから、対象とはしない）。

結局、検証委員会を開催し、報告をとりまとめさせても、名古屋市負担金3回目の不払いが河村たかし名古屋市長の独断であることはまったく揺るがない。

エ 本件において、名古屋市長は財政民主主義の規律にのっとり、職務を誠実に遂行すべき立場にある。この立場を、私人である河村たかし氏の見解によって歪め、民主的な手続を経ることなく、名古屋市負担金3回目の不払いを決定・執行した。

少なくとも地方自治体首長としての法令上の予算誠実執行義務に違背する独断によって、名古屋市負担金3回目が不払いとされた。この経過は、名古屋市が名古屋地裁令和2年（ワ）第2098号事件に应诉する必要が生じたそもそもの理由にかかわるものである。本請求の審理に際し、「名古屋市は、本件芸術祭実行委員会から提訴されたのだから、应诉は致し方ない」という形式的な評価ではなく、この経過（河村たかし名古屋市長が個人的な政治信条に基づいて、展示中止を求める憲法21条に違反する言動をした上、特定の作品に対する個人的な評価を宣伝し、それが名古屋市の主張であると振る舞うことを通じて思想・良心の自由を保障する憲法19条を侵害しながら、独断により予算として組み込まれていた負担金3回目の支払拒否を決め、執行をとりやめたこと）を踏まえた評価がなされねばならない。

(5) 河村たかし名古屋市長が挙げる負担金不払いの理由は、憲法違反であること

ア 河村たかし名古屋市長が挙げる負担金不払いの理由

河村たかし名古屋市長が挙げる負担金不払いの理由は、手続き上の瑕疵と公共事業としての問題点の2点である。これは、名古屋市議会2020年6月定例会における、減税日本・佐藤ゆうこ市議の質問に答えた内容（資料6）である。手続き上の瑕疵は、あらかじめ危機管理上重大な事態の発生が想定されたにもかかわらず本件芸術祭運営委員会会長代行の河村たかし名古屋市長に知らされず、運営会議が開催されなかったというもの、展示中止・再開についても運営委員会が開かれなかったというものである。公共事業としての問題は、「県と市が大きな負担金を支払う公共事業」であるとの認識の上、「多くの人が快く思わない可能性のある作品が展示された」ことが問題であると述べられている。河村たかし名古屋市長は「政治的主張を目的とした慰安婦像と同じ形状の作品や昭和天皇の肖像画をバーナーで燃やして——これ、バーナーという意味は大きいんですよ、暴力的に燃やしたということです——バーナーで燃やし、灰を足で踏みつける場面を含む動画作品——なお、これは名古屋市に示されました7月22日の資料では別のものが示されておりました——また、愚かな日本人の墓という意味のタイトルで、出征兵士のために寄せ書きした日の丸と捉えられているものが貼りつけられた作品などでございます。行政が関与する展示においては、特定の政治思想に偏ることなく、全体の奉仕者として政治的中立性は十分意識すべきものであります。本市の芸術文化団体の活動に対して助成する際の要綱等でもそういった点を考

慮しており、本件のような事業へ公金を使うことはふさわしくないと考えております。」と述べ、「だからこそ、再三にわたり実行委員会運営会議において議論することを要請」した（のに議論されなかった）と述べている。

名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件における名古屋市の主張（同事件地裁判決における被告の主張まとめ参照）は、この河村たかし名古屋市長の考えにのっとったものであり、名古屋地裁の訴訟においては河村たかし名古屋市長の考えに従って訴訟が遂行されたことが分かる。

イ 河村たかし名古屋市長の負担金不払いの理由は憲法違反である。

（ア）「全体の奉仕者」（憲法15条2項）としての言動ではないこと

河村たかし名古屋市長は、公務員が「全体の奉仕者」（憲法15条2項）を挙げ、「全体の奉仕者として政治的中立性は十分意識すべきもの」（2020年6月定例会における答弁、資料6）であることを負担金3回目不払いの根拠に挙げる。

しかるに、まず第一に芸術作品について「政治的主張」による作品であるとの評価、及び「政治的に中立」な作品であるとの評価は、一義的に行うことができるものではない。芸術作品は、作り手の制作動機や主観にしたがって評価・鑑賞されねばならぬものではなく、受け手（鑑賞者側）の感受性によって、何を表しているものか、主題の受け止めも変わり得る。政治的出来事をきっかけにあるいは何らかの社会的事件をモチーフに制作された作品であることをもって、芸術作品が特定の「政治的主張」を一見表すものと評価されるとしても、「政治的主張」のみを表したものと固定的に評価されるものではない。まして、受け手（鑑賞者側）の評価は、作品の制作動機や制作過程に縛られるものではないから、特定の「政治的主張」のみを表したものであると固定した評価がなされるものではない。

これに対し、河村たかし名古屋市長は、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の大浦作品、キム作品及び中垣作品について、“慰安婦問題”の否定という自らの信条に基づき（キム作品について）、自らが抱いている天皇制への素朴な“憧憬”の念に基づき（大浦作品について）、あるいは自らがかくあるべしと信じている“愛国心”に基づき（中垣作品について）、「政治的主張」を示した作品であって、政治的中立性を欠くと解釈した。

河村たかし名古屋市長が上記作品らを特定の「政治的主張」を示す作品であると解釈することは自由である。

しかしながら、その解釈を、公人である名古屋市長として（2019年8月2日の本件芸術祭実行委員会会長宛抗議文は「名古屋市長」として発出している）表すことには別の問題が生じる。河村たかし名古屋市長は、これら展示作品の内容につき、特定の「政治的主張」を表したものであるという自身の解釈を公言した上で、減税日本あるいは愛知維新の会のメンバーと共有し、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の展示への中止要

請、中止後の再開への抗議を行った。その結果、名古屋市負担金3回目を支払わないことを決めた。

河村たかし名古屋市長は、必ずしも一義的に定まるものではない芸術作品の評価について、自身の個人的な見解にすぎない解釈（「これら作品は特定の『政治的主張』を表したものである」との解釈）を、公人としての立場で一義的に導かれる解釈であるかのごとく述べ、自らと政治信条を同じくする自らの支持者とともに、個人的な見解に基づく抗議行動も行った。

このような河村たかし名古屋市長の言動こそ、自らの個人的な政治的主張を公人の立場で表し、そのみか正しいものであるかのごとく振る舞う態度である。「全体の奉仕者」であるべき名古屋市長の立場を顧みないものであると言わねばならない。

(イ) 表現行為（憲法21条1項）を害していること

河村たかし名古屋市長の名古屋市負担金3回目不払いを正当化する主張は、前述したように、大浦作品、キム作品、及び中垣作品について特定の「政治的主張」を表す作品であるとの評価を前提に、「本件のような事業へ公金を使うことはふさわしくないと考えております」というものである。つまり、河村たかし名古屋市長は、負担金3回目の不払いという形式を借りて、これら作品を本件芸術祭において展示しないことを求めている。

ここで憲法21条1項との関係において問題となるのは、展示内容が政治的中立性を害する「政治的主張」であることを決めるのは誰か、という観点である。

本件芸術祭に展示された作品には、「表現の不自由展・その後」の展示以外に、たとえば、「《日常演習》2018、「明日への樂園—袁廣鳴個展」TKG+、台北（台湾）Courtesy of the artist」という作品があった。これは、台湾で1978年より続く「萬安演習」という防空演習を捉えた空撮映像作品である。作品解説に「台北の最も賑やかな通りを含む5つの場所が無人となった風景は、一見安定した平和な街の日常に潜む戦争の脅威について私たちに考えさせます。」と記されている。これは「政治的主張」を示す作品とは解釈され得ないのであるか。

また、「《The Clothesline》2019」という参加型作品もあった。これは、本件芸術祭に先立ち行われたワークショップにおいて「女性として差別されていると感じたことはありますか？それはどのようなものですか？」「あなたや、あなたの身近でセクハラ・性暴力がありましたか？それはどのようなものでしたか？」「セクハラ・性暴力を無くすために何をしましたか？これから、何をしますか？」「これまでに受けたセクハラ・性暴力に対して本当はどうしたかったですか？」との4つの問いかけに応じて書き込まれたカードが展示され、本件芸術祭期間中に来場した参加者もカードをその場で書いて展示に追加していくことができるという作品である。作品解説には「作家は、見えにくく、語られにくい性にまつわる差

別や抑圧、暴力について、決してなかったことにはしません。作品を通じて私たちに考えたり対話したりすることを促します。」と記されている。これは、「政治的主張」を示す作品とは解釈され得ないのであろうか。

このように、本件芸術祭に出展された他のいくつかの芸術作品を検討しただけでも、何をもって「政治的主張」というのか、何をもって政治的に中立である、というのかは一義的に、容易には判断しがたいものであることがわかる（なお念のため、請求人らはここで例示した作品について、政治的中立性を欠くから公金を支出して行うに問題のある展示であると主張しているわけではない）。

河村たかし名古屋市長が本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の展示への中止を求めた要請からも、政治的中立性を欠くかどうかの判断が容易でないことは明らかである。すなわち、河村たかし名古屋市長は、最初（2019年8月2日の展示視察直後、資料2）はキム作品のみを、つぎ（2019年8月2日付抗議文、資料3）にはキム作品及び大浦作品を、その後（2019年9月20日付公開質問状、資料4の6）にはキム作品、大浦作品及び中垣作品を、それぞれ「政治的主張」を表す作品であるとして問題視するようになった。河村たかし名古屋市長が問題とする三作品のうち、当初から一貫して問題視されてきたのはキム作品であり、短期間のうちに問題視される対象作品が増えている（大浦作品、次いで中垣作品）ことから、「政治的主張」を表す作品かどうかの判断が、一義的で誰から見ても確立した判断ではあり得ないことが明らかである。「政治的中立性」を欠くかどうか、あるいは「政治的主張」かどうかの判断は、公職選挙法上の選挙運動に明らかに該当するような場合を除き、場当たりの、恣意的にならざるを得ない。

このように、「政治的主張」を表す作品（政治的中立性を害する作品）であるか否かの判断は一義的で確立したものではない。

それにもかかわらず、河村たかし名古屋市長が個人の政治信条に基づき独断によって「政治的主張」を表す（政治的中立性を欠く）作品であると評価し、そのことを理由に作品の展示中止（展示再開への抗議）及び名古屋市負担金3回目の不払いを行うことは、果たして憲法上許容され得るか。

まず、河村たかし名古屋市長は、名古屋市負担金3回目の不払いを決するに至るまでの一連の言動において、これら三作品の展示の中止を求めている。このように特定の作品の展示中止を公職者である名古屋市長として求めることは、端的に表現の自由（憲法21条1項）の侵害である（愛敬浩二「公立美術館の利用と政治的中立性」、阪口正次郎・毛利透・愛敬浩二編『なぜ表現の自由か—理論的視座と現況への問い』初版第1刷225頁）。本件では負担金3回目の不払いが、河村たかし名古屋市長による作品展示中止要請と密接に結びついていることに留意が必要である。

仮に負担金3回目不払いを作品展示中止要請と切り離し、負担金3回目

不払いのみを問題として取り上げた場合にも、やはりこの負担金3回目不払いは表現の自由（憲法21条1項）を侵害するものである。前掲・愛敬225～226頁においては「芸術への補助金と同様、政府が私人への表現行為に対して援助をしている場合でも、表現内容に基づいて選別的に援助をすることが禁じられている領域がある」と指摘されているところ、本件はまさに「表現内容に基づいて選別的に援助をする」事例である。そしてその選別は、河村たかし名古屋市長の独断によるものである。

以上のとおり、本件において、名古屋市が河村たかし名古屋市長の独断によって、負担金3回目を不払いとしたことは、憲法21条1項を侵害する行為である。この憲法違反の不払いの結果としての応訴費用（請求3）及び控訴費用（請求1及び請求2）を公金から支出することは、違法な支出である。

(ウ) 市民の多様な思想・信条の自由（憲法19条）を害していること

さらに河村たかし名古屋市長による負担金3回目不払いについて、及び同不払いに対して本件芸術祭実行委員会が提訴した訴訟において、河村たかし名古屋市長は、名古屋市負担金3回目不払いの理由として「多くの人々が快く思わない可能性のある作品が展示された」ことも挙げている。

しかしながら、この発言は芸術作品と思想・信条の自由との関係について、極めて浅薄な理解に基づく発言である。

そもそも、芸術作品が歴史的イベントや社会的イベント、政治的イベントを契機として、あるいは、モチーフとして創造され、一見して政治的主張を持っていると理解される場合も少なくない。多くの芸術作品は、歴史や社会、政治などにおける既成の価値を否定して新たな価値を創造しようとする場合が少なくないから、そのような場合は、一見して政治的主張に立っていると理解されるのがむしろ自然である。

しかし、そのような場合でも、受け手が、芸術作品と対峙し、受容する中で、さらに新たな価値を発見し、創造して行くという精神活動を行うことによって（芸術作品の受け手によるこうした精神活動は一般に鑑賞、批評などと言われている）、特定の歴史的イベントや社会的イベント、政治的イベントに対する見解や、一見しただけで理解されるような特定の政治的主張に縛られることなく、時代や国、社会をはるかに超えた価値を発見し、創造することがあり得るのが芸術である。受け手のそうした精神活動は、芸術作品の作者の意図を超えて展開される場合も少なくない。

たとえば、誰もが知るパブロ・ピカソの絵画『ゲルニカ』は、1937年4月にスペイン内戦でフランコ軍を支援したドイツ（ナチス）軍によるスペイン・バスク州ビスカヤ県の都市ゲルニカに対する無差別爆撃をモチーフとした絵画であるが、『ゲルニカ』の受け手の精神活動は、ゲルニカ攻撃についてのドイツ軍、ナチスドイツのフランコ軍支援に対する批難にとどまらず、人間の死に対する恐怖、死と再生に及び、神のまなざしの意

味を問うなど、もはや特定の歴史的イベント、政治的主張を超えた普遍的価値に及ぶ。

問題とされたキム作品（『平和の少女像』）についても、受け手の精神活動として、韓服を着て姿勢正しく座る少女の中に、悲哀や恐怖を見、また光明を見出そうとする信念を見、戦時下において繰り返される性暴力についてあなたはどうか対応するのかの問いかけを受けるということもあり得ることであり、少なくともそうした普遍的価値を見出して行く可能性があるから、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断言することができるものではない。

また、大浦映像作品（『遠近を抱えて Part II』）についても、受け手の中には、展開する映像は奥底にある心象風景ではないか、その心象風景の中には日本社会の精神風土が持つ記憶としての国家神道下の靖国信仰（英霊信仰）があり、それと向き合うことが求められているのではないかとして精神的に理解しようとすることもあり得ることである。少なくともそうした精神活動を促す可能性があるから、昭和天皇の肖像を焼くという点のみを捉えて、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断言することができるものではない。

さらに、中垣作品（『時代の肖像—絶滅危惧種 idiotJAPONIKA 円墳—』）についても、墓には太平洋戦争中出征兵士に送られた寄せ書きのある日章旗がかけられ、墓の周囲には靖国神社問題や憲法改悪問題などの新聞記事があり、墓は星条旗の上に建てられているという容易に理解しがたい造形に衝撃を受け、日本や日本人が危うい存在であることへの警鐘と受け止め、思索を深めることもあり得ることである。少なくともそうした精神活動を促す可能性があるから、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断言してよいものではない。

一見して政治的主張に立っているとみられるいかなる芸術作品も、同様に、作者の意図とは別に、あるいは作者の意図を超えて、新たな価値を発見し、創造して行くという受け手の精神活動により、普遍的価値が見出される可能性が秘められている。もちろん、そうした芸術作品の価値は、多くの受け手の鑑賞、批評を経て形成され、あるいは形成されないこともあるのであるが、芸術作品にはそうした可能性があることには変わりはない。

要するに、芸術作品に対しては、一見して政治的主張を持つと理解されたとしても、政治的見解を表したものとのみいうことはできない。アイロニカルな言い方をすれば、どんな芸術作品も、ある者にとっては「ハラスメント」であり、「政治的偏向」であったりするが、それは、受け手による新たな価値を発見し、創造して行くという精神活動の面から見れば、極めて浅薄な見方でしかないのである。

しかるところ、芸術作品の受け手は、作品と向き合うことによる価値の発見、創造といった精神活動を行い、多様な人格的利益を得るはずのどこ

ろ、公権力による芸術作品の政治利用がなされたときは、たとえば、ハラスメント、政治的偏向だと繰り返し主張して扇動されたときは、それが公権力による行為であることによって、受け手の精神活動の自由が少なからず影響を受け、芸術作品から新たな価値を発見し創造するという精神活動から得られる利益は阻害され、芸術作品の持つ可能性も封殺されかねない。

芸術作品の受け手が作品と向き合うことによって新たな価値を発見し、創造するといった精神活動を行うことは、憲法19条の思想良心の自由の保障のもとにあることは言うまでもない。公権力による特定個人に対する抑圧強制といった具体的権利侵害が必ずしも明確でない場合であっても、公権力はそもそも憲法19条に拘束される以上、公権力が特定の芸術作品について、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断定し、否定的価値付けを行うことは、憲法19条に違反する言動と言わなければならない。

ましてや、芸術作品に対してハラスメント、政治的偏向だと貶めることを通じ、公権力の座にある者が自らの政治的主張を扇動するために、芸術作品を政治利用することは、憲法19条に違反し、許されないというほかない。

河村たかし名古屋市長が行った、キム作品等の芸術作品に対する「ハラスメントともいうべき行為、政治的に一方の立場にのみ偏向した」などと主張は、自己の政治的主張を宣伝するために（キム作品については慰安婦問題に対する自己の政治的主張、大浦映像作品に対しては天皇制、靖国信仰に対する自己の政治的主張、中垣作品に対しては、愛国心に関する自己の政治的主張）、芸術作品を政治活動に利用したものというほかない。このような行為が憲法19条に違反することは明らかである。

精神活動が権力のあらゆる干渉から自由であることを日本国憲法19条が保障していることについて、浦部法穂『全訂 憲法学教室』第1版第7刷116～117頁には次のとおり記されている。すなわち、「人間の精神活動は、自分の心の中でものを考え、一定の確信を形成し、それを他の人に伝達し、他者とのコミュニケーションを通じて別の意見や情報を仕入れ、さらにまた自分で考え……、という、いわば連鎖的活動である。この連鎖の環のどこが切られても、人間の精神活動は成り立たない。つまり、この連鎖的活動の全体について、その自由が保障されなければならない、ということである。心の中で考えたり思ったりすること、自分の考えや知っていることを他の人に伝えること、他の人の考えや知識を知ること、このいずれが権力的な干渉によってゆがめられても、人間の精神活動は成り立たないのである。したがって、精神的自由権は、内心における精神活動が権力による抑圧や干渉を受けないこと、内心の精神活動の所産を外へ発表するについて同様であること、そして、他の意見や情報を知ることについて、やはり権力による抑圧・干渉を受けないこと、を内容とするものとして理解される。

●人間の精神活動の内容は、多種多様である。宗教的・学問的・思想的・倫理的・芸術的・娯乐的等々、さまざまである。人間が営むこうしたさまざまな内容の精神活動のうち、どれが価値の高いものでありどれが価値の低いものであるかは、誰も一義的に決めることはできない。ましてや、権力がそれを決めるということになれば、権力というものは、自分に都合の悪い思想や言論を口実がつきさえすれば抑圧したいと思っているはずであるから、結局、権力にとって都合の悪い思想・言論の抑圧につながる。だから、ある種の精神活動を、価値が低いというのでア・プリオリに誠意心的自由権の権利内容から除外してしまうことはできない。精神的自由権は、多種多様な精神活動のすべてについて、権力による抑圧・干渉を受けない権利である。」

この精神活動に関する公権力による干渉からの自由の保障については、名古屋市に対して負担金3回目の支払を命じた名古屋地裁判決において「住民が多様な価値観を持ちながら共存している以上、本件不自由展に限らず、何らかの表現活動を行うことに対して、反対意見が存在することは避けることができない。なかでも芸術活動は、多様な解釈が可能である上、ときには斬新な手法を用いることから、鑑賞者に不快感や嫌悪感を生じさせる場合があるのもある程度やむを得ない。このような芸術活動の性質に鑑みれば、鑑賞者に不快感や嫌悪感を生じさせるという理由で、いわゆるハラスメントなどとしてその芸術活動を違法であると軽々しく断言できるものではない。」(76～77ページ)という形で言及されている。

河村たかし名古屋市長は、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」における三作品について、「多くの人が快く思わない可能性のある作品が展示された」と述べた。この発言は、「多くの人」という茫漠とした存在に名を借りながら、実際のところ、「自分に都合の悪い思想や言論」を表すものである河村たかし名古屋市長の独断で評価した三作品について、公職者として、不快感をあらわにした。

河村たかし名古屋市長は、2019年8月2日以降、本件芸術祭の中止を主張し、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の展示中止後の再開に対し、支持者らとともに愛知県芸術文化センター敷地に座り込んで抗議し、令和2年5月21日に負担金3回目の不払いを通知するなど、一貫して、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」のキム作品等に対する否定的価値付けを宣伝し、芸術作品を自己の政治的主張を展開する道具として利用し続けた。その上で、本件芸術祭実行委員会から負担金訴訟を提起されると、訴訟の場を利用して、キム作品等を「ハラスメントともいえるべき行為、政治的に一方の立場にのみ偏向した」ものとして、自己の政治的主張を展開する道具として利用し続けた。2022年5月25日、名古屋市が敗訴するや、同月30日、名古屋高等裁判所に控訴し、さらに、河村たかし名古屋市長個人の政治的主張を宣言する場として訴訟の場を利用しようとして

いる。

河村たかし名古屋市長のかかる行為が憲法19条に違反することは明白である。

(6) 控訴に関する違法性、不当性（請求1及び請求2）

ここでさらに、請求1及び請求2のみに関わる事柄となるが、名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件判決に対する控訴は、上述してきた問題点に加え、別途のさらなる違法性、不当性を呈している。

名古屋地裁判決においては、河村たかし名古屋市長の主張に対しても検討され、それぞれ、名古屋市としてあらかじめ本件芸術祭実行委員会に対して負担を約束した負担金の支払いを拒否することを正当化できるほどの「事情変更」が認められない、との結論を示した（主文には、仮執行宣言も付されている）。ところが、河村たかし名古屋市長は「事情変更」がどの程度であれば認められるのかという、名古屋地裁の理屈について検討せず、従前からの自身の主張を繰り返しているにとどまっている。この点は、2022年6月22日名古屋市本会議における河村たかし名古屋市長答弁に明らかである。あらかじめ名古屋市が本件芸術祭運営委員会に約した負担金の支払いを拒否することができるだけの「事情変更」は認められないとの判断は、前述した2020年3月27日名古屋市検証委員会報告の参考資料（検証委員の個別意見）のうち、中込意見と同旨である。法的な観点からの検討としては、「事情変更」が認められる事情の有無が問題となるところ、その点からの検討を欠いた控訴の意思表示であると言わざるを得ない。

そして、河村たかし名古屋市長は、控訴の理由を市議会において「公共事業ではない」と判断されたことを不服として説明し、「全国民の奉仕者」であるべき市としては政治的・宗教的に中立である必要がある、との理由を説明した。それに留まらず、「天皇陛下の肖像をバーナーで燃やす」作品（大浦作品）、慰安婦像（キム作品）、「idiot Japonica」との軍人さんの寄せ書き（中垣作品）を問題視し、政治的中立を「著しく害している」との見解を明らかにした。河村たかし名古屋市長は、控訴審においても、名古屋市としての主張を述べる機会が与えられていることを奇貨として、住民の思想・信条を害する言動を行うことが十分に予測される場所である。

この点、名古屋市議会本会議（2022年7月4日）において、河村たかし名古屋市長が行った控訴手続及び仮執行免脱宣言手続についての専決処分は事後的に承認された（ただし、共産党所属の市議より反対討論があった）。専決処分について事前に審理した名古屋市議会経済水道委員会（2022年6月28日）においては、最終的に専決処分を承認した自民党所属の複数の市議から異論が示された。すなわち、ある自民党所属の市議からは、名古屋市の上記地裁段階における主張について「なかなか穏やかとは言えない言葉が散見される」との指摘、名古屋市としては今回の負担金に関して本件芸術祭実行委員会と話し合いで解決すべきであるとの指摘、及び、「河村市政になってから河

村たかし名古屋市長と見解が異なる事柄について訴訟において決着を図ろうとする場合が多いけれども、中には地裁判決で名古屋市が敗訴した後に名古屋市が控訴した末、訴えを取り下げた件もあったこと（平成23年3月、市議会が市長の中期戦略ビジョンを修正して議決したことについて、議会の議決は修正権を逸脱しているとして、市長が議会を訴えた件）を指摘しながら、公費を使って法廷闘争をしていることについて、名古屋市としての見解を問うた発言があった。また、別の自民党所属の市議からは、地裁判決は名古屋市が第一審において主張した点についてことごとく本件芸術祭実行委員会側の主張が認められている（名古屋市の主張が排斥されている）ことを踏まえ、控訴審でどうたたかうつもりなのかという質問もなされた。本請求において主張している、表現の自由ないし思想・良心の自由の侵害にあたるという観点からの指摘ではないものの、複数の市議から、名古屋市の訴訟遂行時における主張内容及び地裁判決に対する控訴審を公費で引き続き遂行することが問題視されている点は、本件の審理に際して十分に考慮されねばならない。

(7) 小括

以上のとおり、請求1の支出、請求2及び請求3の契約の締結若しくは履行は、いずれも違法又は不当である。

3 名古屋市が被る損害

(1) 請求1について

市が行った名古屋地方裁判所判決（令和2年（ワ）第2098号事件）に対する控訴手続きに伴い市が名古屋高等裁判所へすでに納めた控訴費用（印紙額、郵券）

(2) 請求2について

名古屋地方裁判所判決（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件）に対する控訴に伴い、市が控訴審の代理人弁護士との間で締結した訴訟委任契約に基づき、市がすでに支払った費用及び今後支払いを要する費用

(3) 請求3について

名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件への応訴に際し、市が代理人弁護士との間で締結した訴訟委任契約に基づき、市がすでに支払った費用

第2 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

1 請求1について

(1) 市がすでに行った名古屋地方裁判所判決（令和2年（ワ）第2098号事件）に対する控訴を取り下げること

(2) 上記控訴手続きに伴い、市が名古屋高等裁判所へすでに納めた控訴費用（印紙額、郵券）につき、市長に対して市へ損害を賠償するよう求めること

2 請求2について

(1) 名古屋地方裁判所判決（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件）

に対する控訴に伴う市と控訴審の代理人弁護士との間の訴訟委任契約を解除すること

- (2) 市として上記訴訟委任契約に基づき代理人弁護士に対してすでに支払った費用及び上記訴訟委任契約解除にともない支払うことが必要となる費用につき、市長に対して市へ損害を賠償するよう求めること

3 請求3について

名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2098号事件への応訴に際し、市が代理人弁護士との間で締結した訴訟委任契約に基づき、市がすでに支払った費用につき、市長に対して市へ損害を賠償するよう求めること

以上のとおり、地方自治法242条第1項に基づき、事実証明書を付して、監査委員に対し、本請求を行う次第である。

事実証明書

1. 資料1 名古屋地方裁判所判決(令和2年(ワ)第2098号事件)
2. 資料2 “少女像展示「中止を」 河村市長が知事に申し入れへ”
(2019年8月2日17時00分配信朝日新聞デジタル)
3. 資料3 “河村市長「やめてくれ」 不自由展再開に抗議の座り込み”
(2019年10月8日15時22分配信朝日新聞デジタル)
4. 資料4の1 名古屋市ウェブサイト“あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会について”
5. 資料4の2 あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書
6. 資料4の3 あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書
(参考) その他当委員会の委員の個別意見
7. 資料4の4 公開質問状(令和元年9月20日名古屋市長河村たかし)
8. 資料4の5 上記に対する回答(令和元(2019)年11月5日 あいちトリエンナーレ実行委員会会長 愛知県知事大村秀章)
9. 資料4の6 あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」について(令和元年8月2日名古屋市長河村たかし)
10. 資料5の1 愛知県ウェブサイト“名古屋市負担金(あいちトリエンナーレ)に関する事実と経緯について”
11. 資料5の2 名古屋市負担金(あいちトリエンナーレ)に関する事実と経緯
12. 資料6 令和2年6月名古屋市議会定例会・令和2年6月26日会議録
(抜粋)
13. 資料7 控訴状

事実証明書(追加提出分)

14. 資料8 控訴理由書その1

- 15. 資料9 意見陳述書
- 16. 資料10 意見陳述書
- 17. 資料11 意見陳述書
- 18. 資料12 意見陳述書
- 19. 資料13 意見陳述書

添付書類
事実証明書の写し 各1通
委任状

請求人目録
(省略)

代理人目録
(省略)

(注) 職員措置請求書は、原文をそのまま掲載した。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン千種

名古屋市千種区千種二丁目16番13号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	㈱シアリーズ	代表取締役 山口 信之	東京都新宿区坂町26番地27	—	—	—	平成29年9月30日
2	㈱セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	—	—	—	平成29年5月20日
3	ヤマトインターナショナル㈱	代表取締役 盤若 智基	大阪府中央区博労町2丁目3番地9	—	—	—	平成26年5月20日
4	AHBインターナショナル㈱	代表取締役 小川 明宏	東京都江東区木場五丁目12番18号	—	—	—	平成24年2月20日

5	(株)メイセイグループ	代表取締役 木曾 博文	愛知県日進市藤塚五丁目 179番地	—	—	—	平成29年5月20日
6	(株)トーアフオート	代表取締役 奥村 つね子	名古屋市西区鳥見町二丁目 123番地	—	—	—	令和3年2月28日
7	(株)パーパス	代表取締役 天野 哲	名古屋市緑区鴻仏目二丁目 102番地	—	—	—	平成29年9月30日
8	杗田 姫子	—	名古屋市港区金船町二丁目 1番52号	—	—	—	平成24年5月20日
9	タルボットジャパン(株)	代表取締役 井村 恵一	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1	—	—	—	平成31年2月28日
10	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央区港島中町6丁目 8番地 1	—	—	—	平成29年4月30日
11	クレアーズ日本(株)	代表取締役 三宅 香	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1番11号	—	—	—	平成23年11月20日
12	(株)ライトオン	代表取締役 藤原 雅博	茨城県つくば市吾妻一丁目11番 1	—	—	—	平成29年9月30日
13	(株)山文	代表取締役 奥村 明夫	名古屋市熱田区伝馬三丁目 2番 5号	—	—	—	令和3年4月30日
14	アイメディア(株)	代表取締役 米又 幹夫	広島市東区光町一丁目 10番19号	—	—	—	令和3年2月28日
15	(株)ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地 1	—	—	—	平成29年5月20日
16	(株)新星堂	代表取締役 砂田 浩孝	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	—	—	—	令和3年4月30日

17	東京シャツ 株	代表取締役 鈴木 正利	東京都千代 田区東神田 2丁目 8番 地12	—	—	—	平成 30年 8月 31日
18	株名古屋中 村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中 区大須三丁 目35番地31	—	—	—	平成 27年 5月 31日
19	株ヴィレッ ジヴァンガ ードコーポ レーション	代表取締役 白川 篤典	名古屋市中 東区上社一 丁目 901番 地	—	—	—	令和 3年 8月 31日
20	木村家具株	代表取締役 木村 鈞昭	愛知県一宮 市花池 3丁 目28番地 1	—	—	—	平成 29年 5月 20日
21	大和書店株	代表取締役 稲山 桂史	愛知県岩倉 市中本町西 出口64番地 9	—	—	—	令和 2年 2月 29日
22	—	—	—	株ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	令和 4年 5月 1日
23	—	—	—	マツオイン ターナショ ナル株	代表取締役 松尾 憲久	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 四丁目20番 10号	令和 4年 3月 31日
24	—	—	—	美侑マテリ アル(有)	代表取締役 塩谷 和彦	栃木県宇都 宮市茂原一 丁目 3番12 号	令和 4年 3月 1日
25	—	—	—	株コックス	代表取締役 三宅 英木	東京都中央 区日本橋浜 町一丁目 2 番 1号	令和 4年 5月 1日
26	—	—	—	株ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都港区 赤坂九丁目 7番 1号	平成 29年 8月 21日
27	—	—	—	株ツバサヤ	代表取締役 岡田 正治	名古屋市北 区大曾根三 丁目 9番 5 号	平成 29年 11月 1日
28	—	—	—	株BANK ANわもの や	代表取締役 形部 幸裕	埼玉県上尾 市宮本町 4 番 2号	令和 4年 5月 1日

29	—	—	—	(株)sn yg g	代表取締役 渡邊 功一	福岡市中央 区大名一丁 目11番15号	令和 3年 5月 1日
30	—	—	—	(株)ザ・クロ ックハウス	代表取締役 平野 信之	東京都中央 区築地四丁 目 1番 1号	令和 4年 5月 1日
31	—	—	—	(株)オンデー ズ	代表取締役 田中 修治	東京都品川 区東品川二 丁目 2番 8 号	平成 29年 11月 1日
32	—	—	—	(株)丸善ジュ ンク堂書店	代表取締役 中川 清貴	東京都中央 区日本橋二 丁目 3番10 号	令和 2年 6月 19日
33	—	—	—	イオンペッ ト(株)	代表取締役 米津 一郎	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	平成 29年 10月 1日
34	—	—	—	(株)ファイン ズファルマ	代表取締役 舌古 陽介	名古屋市昭 和区広路本 町 6丁目36 番地	令和 3年 6月 4日
35	—	—	—	(株)平和堂	代表取締役 平松 正嗣	滋賀県彦根 市西今町 1 番地	令和 3年 5月 28日
36	—	—	—	(株)ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	札幌市北区 新琴似七条 一丁目 2番 39号	平成 29年 11月 2日
37	—	—	—	(株)クローバ ー	代表取締役 伊藤 公一	名古屋市北 区清水一丁 目 704番	令和 4年 4月 8日
38	—	—	—	(株)ヴィ・ド ・フランス	代表取締役 伊達 宏和	東京都千代 田区岩本町 三丁目10番 1号	平成 29年 10月 13日
39	—	—	—	(株)タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 3番地	令和 4年 5月 1日
40	—	—	—	コネクシオ ン(株)	代表取締役 直田 宏	東京都港区 虎ノ門四丁 目 1番 1号	令和 3年 3月 25日

41	—	—	—	(株)エディオン	代表取締役 久保 允誉	大阪市北区 中之島二丁 目 3番33号	平成 31年 3月 1日
42	—	—	—	イオンバイ ク(株)	代表取締役 松尾 和英	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 4番地	平成 29年 10月 1日
43	—	—	—	(株)おとうふ 工房いしか わ	代表取締役 石川 伸	愛知県高浜 市豊田町一 丁目 204番 地21	令和 4年 5月 1日
44	A s - m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	エステール ホールディ ングス(株)	変更なし	変更なし	令和 4年 5月 1日
45	(株)トーシン	代表取締役 石田 信文	名古屋市中 区栄三丁目 4番21号	(株)トーシン ホールディ ングス	変更なし	変更なし	令和 元年 12月 6日
46	(株)ワコール	代表取締役 塚本 能交	京都市南区 吉祥院中島 町29番地	変更なし	代表取締役 伊東 知康	変更なし	平成 29年 10月 1日
47	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広 島市西条吉 行東一丁目 4番地14	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成 29年 10月 1日
48	愛眼(株)	代表取締役 佐々 栄治	大阪市天王 寺区大道 4 丁目 9番地 12	変更なし	代表取締役 下條 三千 夫	変更なし	平成 29年 11月 1日
49	(株)タカキユ ー	代表取締役 臼井 一秀	東京都板橋 区板橋 3丁 目 9番地 7	変更なし	代表取締役 大森 尚昭	変更なし	令和 4年 5月 1日
50	あちは(株)	代表取締役 阿知波 雅 大	名古屋市中 区瑞穂区北 原町二丁目 73番地	変更なし	変更なし	名古屋市中 種区今池四 丁目15番 5 号	令和 4年 5月 1日
51	イトキン(株)	代表取締役 辻村 章夫	大阪市中 区久太郎町 2丁目 4番 地25	変更なし	代表取締役 前田 和久	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目 1番 1号	令和 3年 5月 1日
52	はるやま商 事(株)	代表取締役 治山 正史	岡山市表町 一丁目 2番 3号	変更なし	代表取締役 中村 宏明	岡山市北区 表町一丁目 2番 3号	別途 記載

53	(株)ABCマート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	(株)エービーシー・マート	変更なし	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	別途記載
54	マックスバリュ中京(株)	代表取締役 山崎 浩史	名古屋市中村区名駅五丁目25番1号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 作道 政昭	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	別途記載
55	(株)パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	パレモ・ホールディングス(株)	代表取締役 福井 正弘	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号	別途記載

3 変更の日

- (1) No. 1からNo.51までの小売業者については、2で既述
- (2) No.52の小売業者の代表者については、令和3年5月1日、住所については、令和4年8月15日
- (3) No.53の小売業者の名称については、令和4年8月15日、住所については、令和3年5月1日
- (4) No.54の小売業者の名称及び住所については、令和元年9月1日、代表者については、令和4年5月24日
- (5) No.55の小売業者の名称については、平成29年8月21日、代表者については、令和4年5月12日、住所については、令和元年8月1日

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.21までの小売業者については、退店のため
- (2) No.22からNo.43までの小売業者については、入店のため
- (3) No.44及びNo.45の小売業者については、名称変更のため
- (4) No.46からNo.49までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.50の小売業者については、住所変更のため
- (6) No.51の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (7) No.52の小売業者については、代表者変更及び住所誤記修正のため
- (8) No.53の小売業者については、名称誤記修正及び住所変更のため
- (9) No.54及びNo.55の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 8月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月 1日から令和 5年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 池谷 幹男	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	変更なし	代表取締役 長島 巖	変更なし	令和2年4月1日
2	三菱HCキャピタルプロパティ(株)	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	変更なし	代表取締役 西喜多 浩	変更なし	令和4年4月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	

1	青山商事(株)	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目 3番 5号	—	—	—	令和3年3月1日
2	(株)アスプルンド	代表取締役 嶋本 喜司	東京都港区三田三丁目13番16号	—	—	—	令和4年1月31日
3	(株)アイデアインターナショナル	代表取締役 森 正人	東京都港区芝五丁目13番18号	—	—	—	令和4年1月31日
4	(株)エーディックス	代表取締役 佐野 秀男	京都市南区上鳥羽仏現寺町23番地1	—	—	—	令和4年1月31日
5	(株)エンドレス	代表取締役 蕭 易風	東京都台東区柳橋一丁目20番1号	—	—	—	令和4年1月31日
6	ギャップジャパン(株)	代表取締役 マシューコリン	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号	—	—	—	令和4年1月31日
7	(株)ジェオグラフィ	代表取締役 吉村 真嗣	奈良県奈良市橋本町7番地	—	—	—	令和4年1月31日
8	(株)ストーンマーケット	代表取締役 中村 泰二郎	福岡市中央区港二丁目11番4号	—	—	—	令和4年1月31日
9	(株)スマイルーリンク	代表取締役 斎藤 裕幸	愛知県豊橋市西小鷹野一丁目2番地6	—	—	—	令和4年1月31日
10	(株)タス	代表取締役 玉置 昭久	札幌市中央区北3条西二十四丁目2番12号	—	—	—	令和4年1月31日
11	(株)ナノ・ユニバーズ	代表取締役 濱田 博人	東京都渋谷区神南一丁目19番14号	—	—	—	令和4年1月31日
12	(株)ナレッジ・デザイン	代表取締役 信田 哲彦	岐阜県岐阜市菅生八丁目7番2号	—	—	—	令和4年1月31日

13	(株)日成	代表取締役 加藤 哲也	愛知県瀬戸 市安戸町14 番地	—	—	—	令和 4年 1月 31日
14	V F ジャパ ン(株)	代表取締役 シヨーン・ ヒリアー	東京都港区 赤坂八丁目 5番34号	—	—	—	令和 4年 1月 31日
15	(株)ルピシア	代表取締役 水口 博喜	東京都渋谷 区代官山町 8番13号	—	—	—	令和 4年 1月 31日
16	(株)ロイヤル	代表取締役 中根 智大	名古屋市中 区栄三丁目 31番 6号	—	—	—	令和 4年 1月 31日
17	アシックス ジャパン(株)	代表取締役 小林 淳二	東京都江東 区新砂三丁 目 1番18号	—	—	—	令和 4年 7月 31日
18	(株)アントレ ックス	代表取締役 鱸居 隆三	東京都新宿 区新宿二丁 目19番 1号	—	—	—	令和 4年 7月 31日
19	(株)スタイル	代表取締役 清水 法広	埼玉県八潮 市中央三丁 目24番 9号	—	—	—	令和 4年 7月 31日
20	—	—	—	(株)マーキー ズ	代表取締役 廣畑 正行	堺市堺区出 島海岸通二 丁目 3番13 号	令和 3年 11月 3日
21	—	—	—	(株)ジュン	代表取締役 佐々木 進	東京都南区 青山二丁目 26番 1号	令和 4年 2月 1日
22	—	—	—	(株)ゾフ	代表取締役 上野 博史	東京都南区 北青山三丁 目 6番 1号	令和 4年 2月 2日
23	—	—	—	(株)ニコル	代表取締役 木野村 尚 孝	東京都渋谷 区東一丁目 32番12号	令和 4年 3月 1日
24	—	—	—	L a l i n e J A P A N(株)	代表取締役 水野 尚紀	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	令和 4年 3月 4日

25	—	—	—	(株)ウィザー ド	代表取締役 鈴木 雅也	岐阜県岐阜 市五坪一丁 目 8番13号	令和 4年 3月 18日
26	—	—	—	(株)グローバ ルセレクシ ョン	代表取締役 齋藤 拓也	福岡市城南 区茶山一丁 目 1番 2号	令和 4年 3月 18日
27	—	—	—	ダイアナ(株)	代表取締役 高橋 郁夫	東京都中央 区銀座六丁 目 9番 6号	令和 4年 3月 18日
28	—	—	—	(株)ハニー	代表取締役 谷本 晃男	東京都練馬 区豊玉南二 丁目21番10 号	令和 4年 3月 18日
29	—	—	—	(株)マスター ピース	代表取締役 太田 雅久	東京都台東 区駒形一丁 目 3番 8号	令和 4年 3月 18日
30	—	—	—	(株)ラコステ ジャパン	代表取締役 李 孝	東京都品川 区上大崎三 丁目 1番 1 号	令和 4年 3月 25日
31	—	—	—	ユザワヤ商 事(株)	代表取締役 畑中 喜雄	東京都大田 区西蒲田八 丁目 4番12 号	令和 4年 4月 15日
32	—	—	—	(株)バイクル ーズ	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区渋谷一丁 目23番21号	令和 4年 4月 21日
33	—	—	—	(株)大輝	代表取締役 網谷 仁	名古屋市熱 田区四番一 丁目14番17 号	令和 4年 6月 28日
34	—	—	—	(株)モルタン	代表取締役 川村 朋之	三重県三重 郡川越町大 字高松 595 番地	令和 4年 7月 4日
35	—	—	—	(株)M a h a l o	代表取締役 兼松 月子	名古屋市中 区千代田四 丁目 3番 2 号	令和 4年 7月 8日

36	—	—	—	(株)APPR ECIAT ION&G ROWTH	代表取締役 佐橋 守	愛知県小牧 市大字入鹿 出新田1168 番地 1	令和 4年 7月 15日
37	—	—	—	(株)COUN TERWO RKS	代表取締役 三瓶 直樹	東京都目黒 区上目黒一 丁目26番 9 号	令和 4年 7月 15日
38	—	—	—	(株)キャメル 珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田 谷区代田二 丁目31番 8 号	令和 4年 7月 15日
39	—	—	—	(株)近藤コー ヒー	代表取締役 近藤 雅之	愛知県尾張 旭市緑町緑 ヶ丘26番地 16	令和 4年 7月 15日
40	—	—	—	中島 信隆	—	愛知県豊田 市大林町十 六丁目16番 地 5	令和 4年 7月 15日
41	—	—	—	(株)B e e K Y	代表取締役 廣中 優子	愛知県半田 市花田町一 丁目73番地	令和 4年 7月 15日
42	—	—	—	(株)B e e F i n e	代表取締役 本道 宗明	名古屋市 中村区那古 野一丁目39 番 3号	令和 4年 7月 15日
43	—	—	—	(株)RED I O	代表取締役 神成 和起	名古屋市 中村区新栄 三丁目12番 16号	令和 4年 7月 15日
44	—	—	—	(株)W I R E D s u r f	代表取締役 浅野 由裕	名古屋市 中村区栄三 丁目25番 43号	令和 4年 7月 15日
45	—	—	—	(株)プロジェ クトファイ ブ	代表取締役 太田 貞利	愛知県岡崎 市東明大寺 町15番地 7	令和 3年 7月 20日
46	—	—	—	(株)スタイル フォース	代表取締役 飯高 宏	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	令和 3年 7月 20日

47	(株)ウィゴー	代表取締役 中澤 征史	東京都渋谷区 恵比寿南一丁目16番 3号	変更なし	代表取締役 園田 恭輔	変更なし	令和 元年 9月 5日
48	(株)オンリー	代表取締役 中西 浩之	京都市下京区 松原通烏丸西入ル玉 津島町 303 番地	変更なし	代表取締役 中村 直樹	変更なし	令和 元年 12月 11日
49	(株)エース	代表取締役 北野 秀雄	兵庫県伊丹市 中央四丁目 6番24号	変更なし	代表取締役 八木 富美	変更なし	令和 3年 5月 26日
50	(株)サマンサ タバサジャ パンリミテ ッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区 三田一丁目 4番 1号	変更なし	代表取締役 米田 幸正	変更なし	令和 3年 5月 31日
51	(株)コックス	代表取締役 寺脇 栄一	東京都中央区 日本橋浜町一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 三宅 英木	変更なし	令和 3年 8月 20日
52	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島区 東池袋四丁目26番 3 号	変更なし	代表取締役 堂前 宣夫	変更なし	令和 3年 9月 30日
53	リーバイ・ ストラウス ジャパン(株)	代表取締役 パスカル・ センコフ	東京都渋谷区 神宮前六丁目16番12 号	変更なし	代表取締役 ディビット ・ハマティ	変更なし	令和 4年 2月 28日
54	(株)澤屋	代表取締役 飯田 崇比 呂	愛知県海部郡 蟹江町須成西五本 田 2148番地 2	変更なし	代表取締役 飯田 崇比 古	変更なし	令和 4年 8月 8日
55	(株)アクタス	代表取締役 牛山 昭	東京都新宿区 新宿二丁目19番 1号	変更なし	代表取締役 休山 昭	変更なし	令和 4年 8月 8日
56	河淳(株)	代表取締役 河崎 淳三 郎	東京都中央区 日本橋浜町三丁目15 番 1号	変更なし	代表取締役 河崎 淳三 郎	変更なし	令和 4年 8月 8日
57	(株)サンリオ	代表取締役 辻 明邦	東京都品川区 大崎一丁目 6番 1号	変更なし	代表取締役 辻 朋邦	変更なし	令和 4年 8月 8日

58	(株)キデイランド	代表取締役 間宵 薫	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区神宮前六丁目1番9号	平成21年3月17日
59	(株)パルグループホールディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪府中央区北浜三丁目5番29号	変更なし	変更なし	大阪府中央区道修町三丁目6番1号	平成30年5月7日
60	(株)ザ・クロックハウス	代表取締役 平野 信之	東京都中央区京橋一丁目11番2号	変更なし	変更なし	東京都中央区築地四丁目1番1号	令和元年8月14日
61	ゴディバジャパン(株)	代表取締役 ジェローム・シュシャン	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号	変更なし	変更なし	東京都港区六本木三丁目2番1号	令和3年12月10日
62	(株)グラニフ	代表取締役 村田 昭彦	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	令和4年5月24日
63	(株)ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	名古屋市千種区今池三丁目4番10号	変更なし	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川一丁目23番5号	令和3年5月31日
64	(株)Francfranc	代表取締役 高島 郁夫	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号	変更なし	代表取締役 佐野 一幸	東京都港区北青山三丁目5番12号	令和3年9月24日
65	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	変更なし	代表取締役 木村 治	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	令和3年6月1日
66	(株)オンワード檜山	代表取締役 長谷川 恒則	東京都中央区日本橋三丁目10番53号	変更なし	代表取締役 保元 道宜	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	令和4年3月1日
67	合同会社PVHジャパン	職務執行者 アレキサンダー・トーマス・チュー	東京都千代田区内幸町1番6号	変更なし	職務執行者 尾郷 高志	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	令和4年1月27日
68	(株)コーエン	代表取締役 板谷 大作	東京都港区南青山五丁目10番5号	変更なし	代表取締役 木村 竜哉	東京都港区赤坂八丁目1番19号	令和4年6月15日

69	(株) I X Y ジ ヤパン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号	(株) I T X ジ ヤパン	変更なし	変更なし	令和 4年 8月 8日
70	(株) ラッシュ ジャパン	代表取締役 ロウイーナ ・ジャクリ ーン・バー ド	神奈川県愛 甲郡愛川町 中津4027番 3	ラッシュジ ヤパン合同 会社	職務執行者 ロウイーナ ・ジャクリ ーン・バー ド	変更なし	令和 4年 8月 8日
71	(株) O P A	代表取締役 山崎 満寿	千葉県美浜 区中瀬二丁 目 6番地 1	イオンモー ル(株)	代表取締役 岩村 康次	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	令和 3年 3月 1日
72	(株) サンエー ・ビーディ ー	代表取締役 前川 正典	東京都世田 谷区玉川二 丁目21番 1 号	(株) T S I	代表取締役 下地 毅	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	令和 3年 3月 12日
73	(株) スピック インターナ ショナル	代表取締役 門田 敏宏	東京都目黒 区中目黒一 丁目 1番 71 号	(株) シーズメ ン	代表取締役 青木 雅夫	東京都中央 区馬喰町一 丁目 5番 4 号	令和 4年 5月 12日
74	(株) ピンクラ テ	代表取締役 小林 哲	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	変更なし	代表取締役 丸 則貴	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	別途 記載

3 変更の日

- (1) 設置者については、2(1)で既述
- (2) No. 1からNo.73までの小売業者については、2(2)で既述
- (3) No.74の小売業者の代表者については、令和 3年 6月28日、住所について
は、令和 4年 8月 8日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.19までの小売業者については、退店のため
- (3) No.20からNo.44までの小売業者については、入店のため
- (4) No.45の小売業者については、退店誤りによる入店のため
- (5) No.46の小売業者については、退店誤りによる入店及び代表者変更のため
- (6) No.47からNo.53までの小売業者については、代表者変更のため

- (7) No.54からNo.57までの小売業者については、代表者誤記修正のため
- (8) No.58からNo.62までの小売業者については、住所変更のため
- (9) No.63からNo.68までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (10) No.69の小売業者については、名称誤記修正のため
- (11) No.70の小売業者については、名称及び代表者誤記修正のため
- (12) No.71からNo.73までの小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (13) No.74の小売業者については、代表者変更及び住所誤記修正のため

5 届出の日

令和 4年 8月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月 1日から令和 5年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課